「(仮称) 宮城県がん対策推進条例案」に対する御意見(パブリックコメント) の募集結果と御意見に対する宮城県議会の考え方について

令和7年2月26日

宮城県議会では、「(仮称)宮城県がん対策推進条例案」について、令和6年11月29日から令和6年12月26日までの間、ホームページ等を通じ、県民の皆様の御意見等を募集しました。

この結果、9通計23件の貴重な御意見を頂きました。

頂きました御意見につきましては、条例案の検討の参考とさせていただきました。御協力ありがとうございました。 頂きました御意見に対する本県議会の考え方につきまして、以下のとおり回答いたします。

(御意見の趣旨を踏まえて修正した条文は、「宮城県議会の考え方」欄の**太字下線部**です。)

| No. | 該当条項 | 御意見の要旨 | 宮城県議会の考え方 |
|-----|------|-------------------------------|------------------------|
| 1 | 前文 | 「県民の生命と健康にとって重大な問題である。」の後に | 御意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修正しま |
| | | 「がんを他人事ではない身近なものとして捉える必要がより | す。 |
| | | 一層高まっている。」(国の第1期がん対策推進基本計画の「は | |
| | | じめ」にある記載)という分かりやすい、インパクトある文言 | がんは、本県では、昭和五十九年から死因の第 |
| | | を書き加えると条例を読み始めた方のモチベーションが上が | 一位であり、生涯のうちに約二人に一人がり患す |
| | | ると思います。 | ると推計されているなど、県民の生命と健康にと |
| | | | って重大な問題である。 |
| | | | こうしたことから、県民全体が、がんを他人事 |
| | | | ではない身近なものとして捉える必要がある。 |

| No. | 該当条項 | 御意見の要旨 | 宮城県議会の考え方 |
|-----|------|------------------------------|---------------------------------|
| 2 | 前文 | 近未来に合併して経営母体が変更になりますが、条例制定 | 条例において、医療機関の名称を御提案のよう |
| | | 時点では県関連の施設である「宮城県立がんセンター」の宮城 | に記載することは一般的でないことから、原案の |
| | | 県における診療、研究、がん登録における大きな業績はぜひ書 | とおりとしたいと考えています。 |
| | | き残しておきたいところです。例えば下記のように県のがん | |
| | | 診療連携拠点病院である2病院を例に挙げることは決して不 | |
| | | 自然だとは思いません。 | |
| | | 「その後も東北大学病院、宮城県立がんセンターなど様々 | |
| | | な関係者との協働の下、宮城県のがん対策が推進されてき | |
| | | た。」 | |
| 3 | 前文 | 「がん医療の高度化」、「少子高齢化」と「持続可能ながん医 | 御意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修正しま |
| | | 療提供体制の充実」の関係、「人口減少」と県のがん対策との | す。 |
| | | 関係に触れられておらず、この社会背景を簡易かつ合理的に | |
| | | 説明する文章が必要ではないか。 | また、がん医療の高度化や少子高齢化・人口減 |
| | | また、がん患者が生活習慣病等の複数の疾患を抱える現状 | 少 等、がん医療を取り巻く環境が変化する中 、患 |
| | | が更に加速することから、「・・・また、がん医療の高度化や | 者本位で持続可能ながん医療を提供する体制の |
| | | 少子高齢化・人口減少が進展する中、がん以外の疾患や障害を | 充実が求められている。 |
| | | 複合的に抱えかつ社会的弱者となるがん患者が増えることを | |
| | | 鑑み、・・・」のように書き換えると理解しやすいと考える。 | |

| No. | 該当条項 | 御意見の要旨 | 宮城県議会の考え方 |
|-----|------|-------------------------------|--------------------------------|
| 4 | 前文 | 現在がん患者の視点から最も重視されているのは「がんサ | 御意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修正しま |
| | | バイバーシップ」という概念である。 | す。 |
| | | また、厚生労働省が設置する「今後のがん研究のあり方に関 | |
| | | する有識者会議」が令和5年10月に取りまとめた報告書では | 加えて、がん医療の進歩等により、がんにり患 |
| | | 「がんとの共生に関する目標」について、 | した後の生存率は上昇しており、 全てのがん患者 |
| | | ・がん患者やその家族等が住み慣れた地域社会で生活をして | 等が、いつでもどこに居ても、安心して生活し、 |
| | | いく中で、必要な支援を受けることができる環境を整備する | 尊厳を持って生きることができるよう がん医療 |
| | | こと。 | のみならず、福祉・教育・就労等の必要な支援を |
| | | ・国と地方公共団体、がん患者を含めた国民、医療従事者、医 | 受けることができる環境の整備が重要である。 |
| | | 療保険者、事業主、関係学会、患者団体及び職能団体等の関係 | |
| | | 団体、マスメディア等は、医療・福祉・介護・産業保健・就労・ | |
| | | 教育支援分野等と連携し、効率的な医療・福祉・保健サービス | |
| | | の提供や、就労・教育支援等を行う仕組みを構築することで、 | |
| | | 社会的な課題を解決し、がん患者及びその家族等の「全人的な | |
| | | 苦痛」の緩和を図ること。 | |
| | | ・これらにより、全てのがん患者が、いつでもどこに居ても、 | |
| | | 安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生 | |
| | | 社会を実現し、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の | |
| | | 質を向上させること。 | |
| | | とされており、このような高邁な定義付けは計画よりも条 | |
| | | 例においてこそ明記されるべきではないか? | |
| 5 | 前文 | がん患者だけでなく、その家族も福祉・教育・就労の支援対 | 御意見のとおり修正します。 |
| | | 象とすれば「がん患者が尊厳を持って暮らすことができるよ | |
| | | う」の条文で「がん患者等が尊厳を持って」と「等」を加える | |
| | | べきだと思います。 | |

| No. | 該当条項 | 御意見の要旨 | 宮城県議会の考え方 |
|-----|--------|------------------------------|-------------------------|
| 6 | 前文 | 全ての県民とともにがんの克服と共生を目指すことを決意 | 「がんの克服」は、国が定めた第4期がん対策 |
| | | | 推進基本計画及び本県が定めた第4期宮城県が |
| | | ⇒全ての県民とともにがんの制圧と共生を目指すことを決意 | ん対策推進計画の目標に掲げられており、条例案 |
| | | L | もこれに従い、原案のとおりとしたいと考えてい |
| | | と「制圧」の方が良いのでは。がんにかかっても、治療は可 | ます。 |
| | | 能だし、薬などで抑えつつ、生き続けるのは可能なので、抑え | |
| | | 込む意を含めて「制圧」の方が良いように思う。 | |
| | | それに人はいずれは必ず死ぬる訳で、死因としてがんもそ | |
| | | れに含まれる。「克服」だと治ることの意を含むので、少し違 | |
| | | 和感がある。 | |
| 7 | 第二条第五号 | 第五号でゲノム医療法(令和五年法律第五十七号)の趣旨に | 条例案に御賛同いただき、ありがとうございま |
| | (基本理念) | 基づく適正な配慮が記載されたことは、最後発のがん対策推 | す。 |
| | | 進条例として唯一ですが新機軸であると評価したいと存じま | |
| | | す。 | |
| 8 | 第四条(市町 | 市町村でのがん検診の評価について実施報告はあるもの | 前段の御意見については、県執行部にお伝えし |
| | 村の役割) | の、効果の有無の検証に至る報告はオープンになっていない。 | ます。 |
| | | 担当課においては"県の事業"と捉えていることが多く、市町 | 後段の御意見については、都道府県と各関係者 |
| | | 村と検診実施機関のやり取りが見えにくい状況です。 | は上下・主従でなく対等・独立の関係にあるため、 |
| | | 第2項、第3項についても同様に"努める"よりも条文案を | 自主性及び自立性を損なうことがないよう配慮 |
| | | 強く推奨してほしいと思います。 | し、原案のとおり「努める」と記載したいと考え |
| | | | ています。 |
| 9 | 第四条(市町 | 「推進促進」という文言は「推進」と「促進」で意味が異な | 御意見を踏まえ、「促進」を削除し「推進」と |
| | 村の役割) | りますが、入力ミスではないでしょうか。「推進」のみでよい | します。 |
| | | かと思います。 | |
| | | | |

| No. | 該当条項 | 御意見の要旨 | 宮城県議会の考え方 |
|-----|--------|------------------------------|-----------------------|
| 10 | 第五条第一項 | 「病状に応じた治療」と踏み込んだ記載は評価できますが、 | 御意見の趣旨は原案の表現に含まれるため、原 |
| | (県民の役 | さらに早期診断のためにも、がん検診の機会のみならず、疑わ | 案のとおりとしたいと考えています。 |
| | 割) | しい症状がみられる場合には医療機関を受診するよう「病状 | |
| | | に応じた受診や治療」と記載されてはいかがでしょうか? | |
| 11 | 第十条(がん | 当条例案に賛同します。 | 頂いた御意見については、県執行部にお伝えし |
| | の予防の推 | 私は喫煙をしますが、望まない受動喫煙を防止する為に、た | ます。 |
| | 進) | ばこを吸わない方の前では配慮するよう努めております。 | |
| | | 県の皆様におかれましては、引き続き、嗜好品であるたばこ | |
| | | に対して、過度な取り組みにならないよう、県民すべてが納得 | |
| | | できる取り組みを進めていただけますと幸いです。 | |

| No. | 該当条項 | 御意見の要旨 | 宮城県議会の考え方 |
|-----|---------------|--|--------------------------|
| 12 | 第十条(がんの予防の推進) | がん対策推進条例案については賛成致します。 但し、第十条に記載する「喫煙、飲酒、食生活、運動」は個人の生活習慣に関するものであり、また個人の趣味・嗜好に関わるものでもあります。この個人の生活習慣や趣味・嗜好に行政がどこまで介入するかについては、個人の人権を侵害する恐れがあることから、慎重に対応していく必要があると考えます。 | 頂いた御意見については、県執行部にお伝えします。 |
| | | また、第十条では特に第二項を設け、「喫煙率の減少及び受動喫煙の防止」と「喫煙」のみに言及しています。「喫煙」だけ記載するということは、「喫煙」しなければがんの予防になるとの誤解を与えかねません。喫煙者である私でも、たばこは健康にとってリスクのある商品であることは十分理解しておりますが、同時にたばこはストレス解消に役立っています。(対策案ではストレスについて言及していませんが、様々な病気の原因の一つとされているようです。) がん予防対策では、科学的な根拠に基づく対策、また個人の生活習慣や趣味・嗜好とのバランスに十分に配慮いただきますようお願い致します。 | |

| No. | 該当条項 | 御意見の要旨 | 宮城県議会の考え方 |
|-----|--------|-------------------------------|-----------------------|
| 13 | 第十条第二項 | 県は、喫煙率の減少及び受動喫煙(健康増進法(平成十四年 | 受動喫煙をなくすことについては、受動喫煙の |
| | (がんの予防 | 法律第百三号)第二十八条第三号に規定する受動喫煙をい | 防止という表現に含まれています。 |
| | の推進) | う。)を防止し無くするために必要な施策を講ずるものとす | |
| | | る。 | |
| | | と「を防止し無くする」と替えてはどうか。 | |
| | | 第3次健康日本 21 (国民の健康の増進の総合的な推進を図 | |
| | | るための基本的な方針)では、2 自然に健康になれる環境づ | |
| | | くり目標値として「望まない受動喫煙のない社会の実現」(37 | |
| | | ページ)が掲げられているので、「を防止し無くする」と替え | |
| | | るのが良いかと思う。 | |
| 14 | 第十条第二項 | 受動喫煙防止対策は重要な取り組みのひとつと認識してい | 頂いた御意見については、県執行部にお伝えし |
| | (がんの予防 | ます。分煙先進県として、県内の集散場所における分煙環境整 | ます。 |
| | の推進) | 備について、各市町村と連携した取り組みを進めていただき | |
| | | たく存じます。 | |
| 15 | 第十一条(が | 高齢者医療制度では、上記の「市町村及び職域」に該当しな | 御意見を踏まえ、「市町村及び職域」を「市町 |
| | んの早期発見 | いように思われ、高齢者医療制度では、がん検診を含む人間ド | 村、職域等」に修正します。 |
| | の推進) | ックなどでは助成金制度があるので、その周知により検診率 | |
| | | の向上が期待される。その辺りの明記をしてはどうか。 | |

| No. | 該当条項 | 御意見の要旨 | 宮城県議会の考え方 |
|-----|--------|--------------------------------|------------------------|
| 16 | 第十二条(が | 今後、がん患者は高齢化し複数の疾病とそれに伴う障害を | 原案の「医療機関間の役割分担の明確化及び連 |
| | ん医療の充 | 複合的に有する患者が増加する。このため、がん患者の健康を | 携体制の強化」にいう医療機関とは、がん治療を |
| | 実) | 最大化するためにはがん医療の充実だけでは足りない。第4 | 専門に行う医療機関に限られず、御意見の趣旨は |
| | | 期がん対策推進基本計画にも記載された「がん関連学際領域」 | 原案に含まれるため、原案のとおりとしたいと考 |
| | | の考え方を盛り込む必要がある。例えば、第十二条の「・・・ | えています。 |
| | | がん医療の提供体制の整備、がん診療連携拠点病院等の機能 | なお、がん以外の疾病の医療の充実に係る御意 |
| | | の充実並びに医療機関間の役割分担の明確化及び連携体制の | 見については、県執行部にお伝えします。 |
| | | 強化が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。」の部 | |
| | | 分を「・・・がん医療の提供体制の整備、がん診療連携拠点病 | |
| | | 院等の機能の充実並びにがん以外の疾病治療にあたる医療機 | |
| | | 関を含めた医療機関間の役割分担の明確化及び連携体制の強 | |
| | | 化が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。」のよう | |
| | | に記載してはどうか。 | |
| 17 | 第十三条(が | 国の全ゲノム解析計画は「がん」と種々の「難病」を対象に | 御意見の趣旨は、「その他の必要な支援」とい |
| | ん患者等の状 | したが将来の我が国の健康福祉の目指すビッグプロジェクト | う表現に含まれるため、原案のとおりとしたいと |
| | 況及びがんの | であることを鑑み、今後、より重要になることが明らかながん | 考えています。 |
| | 特性に応じた | 以外の疾病との予防、医療面での連携が円滑になるように記 | なお、がん以外の疾病に対する医療及び支援の |
| | がん対策) | 載しておくことが必要であると考える。具体的には、第十三条 | 重要性に係る御意見については、県執行部に、県 |
| | | の「・・・がん患者等の状況及びがんの特性に応じた適切なが | 執行部にお伝えします。 |
| | | ん医療及び福祉、教育、就労その他の必要な支援を受けること | |
| | | ができるよう必要な施策を講ずるものとする。」の部分は「・・・ | |
| | | がん患者等の状況及びがんやその他の疾病の特性に応じた適 | |
| | | 切ながんとがん以外の疾病に対する医療及び福祉、教育、就労 | |
| | | その他の必要な支援を受けることができるよう必要な施策を | |
| | | 講ずるものとする。」としてはどうか。 | |

| No. | 該当条項 | 御意見の要旨 | 宮城県議会の考え方 |
|-----|------------------------|---|--|
| 18 | 第十七条(が ん研究の推進 等) | 県の役割は極めて消極的であると言わざるを得ない。「・・・ 研究成果の普及及び活用に必要な施策を講ずるものとする」 とすべきである。 | 研究成果の普及及び活用等については、一義的には医療機関等の取組であり、県はその取組を支援する立場であることから、原案のとおりとしたいと考えています。 |
| 19 | 第十八条(医療従事者の育成・確保の支援) | 県の役割は極めて消極的であると言わざるを得ない。「・・・ 人材の育成並びに確保に必要な施策を講ずるものとする。」と すべきである。 | 人材の育成・確保については、一義的には医療 機関等の取組であり、県はその取組を支援する立 場であることから、原案のとおりとしたいと考え ています。 |
| 20 | 第十九条(が ん教育の推 進) | 県の役割は極めて消極的であると言わざるを得ない。「・・・ がん教育に必要な施策を講ずるものとする。」とすべきであ る。 | がん対策基本法及び第4期宮城県がん対策推 進計画に倣い、「推進」の文言は削除せず原案の とおりとしたいと考えております。 |
| 21 | 第十九条(がん教育の推進) | | 頂いた御意見の趣旨については、「がん教育の推進のために必要な施策」という表現に含まれています。 なお、県民に理解を深めてもらうために既存の学校教育や医療従事者からの情報提供では十分ではない等の御意見については、県執行部にお伝えします。 |

| No. | 該当条項 | 御意見の要旨 | 宮城県議会の考え方 |
|-----|--------|------------------------------|------------------------|
| 22 | 第二十条(が | この条項に触れられている「がん登録」のうち院内がん登録 | がん登録等の推進に関する法律第二条第二項 |
| | ん登録の利活 | が全国がん登録よりも手間はかかりますが精度が高く、各種 | に規定する「がん登録」の定義には、院内がん登 |
| | 用の推進) | 対策には有効です。 | 録も含まれます。 |
| | | 令和6年12月23日に厚生労働省が開催した「第16回がん | 原案ではこの法律を引用していることから、御 |
| | | 診療提供体制のあり方に関する検討会」で提示された資料で | 提案いただいた修正案の趣旨は原案の表現に含 |
| | | も触れられています。 | まれています。 |
| | | 第二十条の第二項として「2 県は、がん診療連携拠点病院 | |
| | | 等において院内がん登録(がん登録等の推進に関する法律第 | |
| | | 2条第4項に規定するもの)が実施されるために必要な措置 | |
| | | を講ずるものとする」と加えると条例案第十二条で記載され | |
| | | ている「知事が指定する病院」での院内がん登録普及に役立つ | |
| | | と思います(なお国指定の拠点病院では院内がん登録が必須 | |
| | | 要件ですでに実施されています。)。 | |

| No. | 該当条項 | 御意見の要旨 | 宮城県議会の考え方 |
|-----|------|------------------------------|-------------------|
| 23 | その他 | 全体に対する意見 | 御意見を頂きありがとうございます。 |
| | | (仮称) 宮城県がん対策推進条例案は、国の第4期がん対策 | |
| | | 推進基本計画と第4期宮城県がん対策推進計画を参考に作成 | |
| | | されており、現在、我が国や宮城県のがん対策の現状や抱える | |
| | | 課題ならびにその解決の方向性が示されており、その点は一 | |
| | | 定の評価ができる。しかし、これらの計画、すなわち第4期基 | |
| | | 本計画は国のがん対策基本法の実施に関する厚労省の事業計 | |
| | | 画指針であり、県の第4期計画はその指針の基づく都道府県 | |
| | | の具体的な事業計画である。このため国や都道府県は6年毎 | |
| | | にそれぞれの計画を見直すため第4期計画はこの条例が施行 | |
| | | された後4~5年間の「有効期限」をもつ「計画」である。 | |
| | | 一方、都道府県の条例となるこの「宮城県がん対策条例 | |
| | | (案)」はこれらの計画よりも長期的なビジョンを持って県民 | |
| | | の健康福祉におけるがん対策を俯瞰し、現時点で考えうる課 | |
| | | 題解決に必要な事項を網羅する必要がある。4~5年後に国 | |
| | | と県の第5期計画が策定された時点でこの条例が陳腐化しな | |
| | | いように、少なくとも今後10年~20年の国や県のがん対 | |
| | | 策の在り方を想定した視点が必要であり、そのような視点か | |
| | | ら現在の案には修正を加える必要があると考える。 | |

お問い合わせ先

宮城県議会事務局 政務調査課 政策法令班

電話番号:022-211-3593 (直通)

メールアドレス: gtyosah@pref.miyagi.lg.jp